

## 条文(案)の解説

項目名	条文(案)	条文(案)の解説
(1) 設備の設置	○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</li> </ul>
(2) 物資、資機材の配備	○ 施設利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資(食料、飲料水、生活物資をいう。)及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「調達体制の整備」が図られた状態とは、次の要件をいずれも満たしている状態のことを指す。 <ol style="list-style-type: none"> <li>平時から当該民間事業者等が必要な数量を常時在庫として保有していることが確認できていること。</li> <li>災害時に当該在庫を供出し、配送できる体制が構築されていること。</li> <li>災害時に当該民間事業者等の担当者と連絡を取ることが可能な体制が構築できていること。</li> </ol> </li> </ul>
(3) 防災計画の策定等	○ 施設の立地環境及び施設利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</li> <li>「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関などへ速やかに通報できるよう通報先や連絡内容を整理し、通報手段を確認・整備するとともに、火災等の際の消火・避難等に協力してもらえるような体制の構築を求めるものである。</li> <li>また、この項目における「周知」とは、書面の交付や職場研修の実施などにより、職員に防災計画及び通報、連絡体制の内容を知らしめることを指すものである。</li> </ul>

参考

項目名	条文（案）	条文（案）の解説
(4) 計画等の掲示、見直し	<p>○ (3)により策定、整備した防災計画並びに通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、施設利用者及び職員にわかりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災計画及び通報、連携体制の概要については、施設利用者及び施設職員などが、災害対応に係る基本的事項を常時確認できる状態にすることで、迅速な避難等につなげ、また、発災直後の混乱の中でも最低限必要な対応が速やかに行えるよう、施設内の適当な場所に掲示することを求めるものである。</li> <li>・ 「訓練の結果等に基づき必要な見直し」とは、訓練の結果等を踏まえた改善点、経年による関係機関の連絡先や避難先等の変更点等を防災計画に反映し、常に施設の現況に応じた内容とすることを求めるものである。</li> </ul>
(5) 訓練、防災教育の実施	<p>○ 非常災害時に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練並びに職員及び施設利用者に対する防災教育を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「防災教育」とは、災害による被害を最小限にするため、職員及び施設利用者の防災に関する関心、知識と理解を深め、状況に応じた判断を行うことができるようにするものである。</li> <li>・ 施設利用者への防災教育については、それぞれの理解度に応じたものとなるよう留意する必要がある。なお、意思疎通が困難な施設利用者等、防災教育が困難である場合には、施設において、当該利用者の安全をどのように確保すべきか、あらかじめ検討し、補完しておくことが望まれる。</li> </ul>

項目名	条文（案）	条文（案）の解説
<p>(6)地域・他施設等との連携及び被災者支援</p>	<p>○ 施設又は施設利用者の特性に応じて、非常災害時に備えた周辺地域や他施設等との連携及び非常災害時における被災者支援に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に周辺住民や地域の自主防災組織（※）等の協力を受けることができるように、平常時から、施設内の状況や災害時に施設利用者の安全を守るために必要な支援内容を地域住民などに伝え、協力してもらえような関係を構築したり、地域で行われる訓練に施設として積極的に参加するなどして、周辺地域との連携の強化に努めることを求めるものである。</li> </ul> <p>※自主防災組織：町内会や自治会等の地域住民による任意の防災組織のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が被災した場合、施設利用者が一般の避難所を利用することは過酷な状況になることが想定されることから、あらかじめ、県内をはじめとした同種の施設等との間で施設利用者の受入れなどに関する応援体制の整備に努めることを求めるものである。</li> <li>・ また、職員が被災した場合や施設外からの避難者を受け入れる場合等は、職員の不足が想定されることから、他の施設等との間で職員派遣に関する応援体制の整備に努めることを求めるものである。</li> <li>・ 災害が発生した場合、在宅の災害時要援護者など、一般の避難所では過酷な状況におかれる被災者がでてくることが想定される。このような被災者の支援（例えば福祉避難所として役割を果たすなど）に努めることを求めるものである。</li> </ul>